

役員等の報酬・諸手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人としなが福祉会(以下「この法人」という)の評議員、理事(理事長を含む)及び監事の報酬及び諸手当の支給並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 評議員の報酬及び諸手当の額は、別表1のとおりとする。ただし、評議員に対して各年度の総額が、60万円を超えない範囲で支給する。

2 理事(理事長を含む)及び監事の報酬及び諸手当の額は、別表1のとおりとする。ただし、理事(理事長を含む)及び監事に対して、各年度の総額が、200万円を超えない範囲で支給する。

(費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人としなが福祉会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(支給方法)

第4条 支給方法は、職員の例による。ただし、都合により期末毎にすることができる。

別表1

職名	支給額
理事長	月額 130,000円
理事、監事	年額 40,000円
評議員	日額 8,000円

*1、理事長については、各種決裁、障害者相談、保護者会、全体行事、職員指導等に毎週3日以上で週13時間以上勤務するので、上記の月額を給する。

*2、理事、監事については、評議員選任・解任委員会の開催日、愛知県指導監査日等の立会日および監事の監査日等も含むものとする。(理事会等に1度も出席がない場合は支給しない。)

*3、法人に勤務する者には支給しない。

付則 この規定は、平成29年 4月 1日に遡及適用し施行する。